

手数料表

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u>
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に紹介するサービス及びこれに付随するサービス（職業紹介サービス）	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>最大で60%</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の<u>最大で60%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

※手数料は上記の範囲内で人材紹介契約書において個別に定めます。